

# ちりゅっぴの庭 申込みの流れ

## 事前相談・空き状況の確認

カレンダーをチェック!!

使用したい区域等の申請をWEBサイトから行ってください。

現在利用料無料!!

- 使用予定日または使用しようとする期間の初日の12週間前から2週間前までに受付が必要です。
- 申請には以下の書類が必要です。
  - ・認定申請書(様式第1)
  - ・企画概要書または出店概要書
  - ・営業許可証(写)等 ※毎年度初回利用時に提出が必要です。

オンラインフォームで簡単手続き!!

## 実施内容の確認を行います。

- 申請内容に基づき、知立まちづくり株式会社と知立市が内容を確認します。

## 認定可否決定通知書の交付

- 知立市から認定可否決定通知書を送ります。  
併せて企画・出店時の注意事項も送りますので、必ずお読みください。
- なおイベントを実施する場合は、使用日の3営業日前までに出店リストを提出してください。

## 広報・PR開始

ぜひ積極的なPRを!!

- 認定可否決定通知書の交付後、広報を開始してください。
- 知立市HPやLINEに掲載を希望する方は、遅くとも10営業日前までに掲載データをご提供ください。

## ちりゅっぴの庭の利用日当日

- 設備を利用する際の鍵は、知立まちづくり株式会社にて受け渡しを行います。

## 実績報告

将来の参考になります!!

- 利用終了後、30日以内に実績報告を提出してください。
- 実績報告には以下の書類が必要です。
  - ・事業実績報告書(様式第6)
  - ・ちりゅっぴの庭 実績報告書
  - ・イベント等の様子や店舗の設置状況がわかる写真等

# ちりゅっぴの庭 利用ガイドブック

## つながるまち 知立

CONNECTING CHIRYU

現在、知立市では「100年に一度のまちづくり」として、  
鉄道高架事業をはじめとした知立駅周辺整備事業が進められています。

こういったハード面の整備に合わせ、  
知立駅周辺エリアの賑わいの創出や魅力向上を図るため、  
知立駅周辺エリアプラットフォームを構築し、  
未来ビジョンの実現に向けてプロジェクトを実施中です。

ちりゅっぴの庭については、  
駅前暫定広場の利活用プロジェクトに位置付けられており、  
この場所での取組経験が将来の駅前広場や駅前公園等の整備の参考となります。

ぜひお申込みください!!

2026.6作成

【申請・相談窓口】 知立まちづくり株式会社(リリオ・コンサートホール)

TEL: 0566-85-1133

所在地: 〒472-0033 知立市中町中132番地

営業時間: AM9:00~PM9:00(事務所受付はPM5:00まで)

休館日: 毎週木曜日、年末年始

【本ガイドブック作成・発行】 知立市 企画部 まちづくり政策課 まちづくり政策係



知立市マスコットキャラクター  
ちりゅっぴ

広場をご利用したい方はコチラ!!





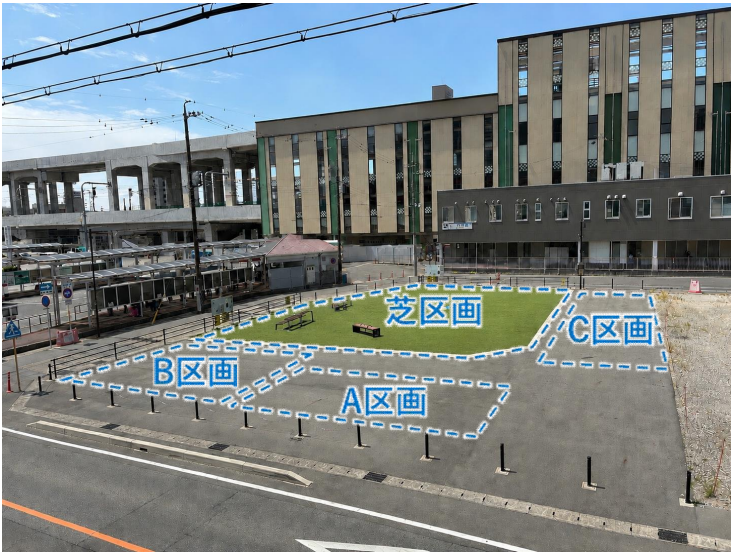


POINT

広場の使用できる区域・期間・時間について

広場の使用できる区域・期間・時間に条件があります。

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 区域   | 全面使用・A区画・B区画・C区画・芝区画                                          |
| 連続期間 | 7日以内                                                          |
| 使用時間 | 6：00～22：00まで<br>※準備・設営および撤収まで含む<br>※アルコール類の販売は原則21：00～22：00禁止 |



POINT

マイクや楽器の種類・音量・時間等の制限について

マイクや楽器の種類・音量・時間等の制限があります。

|          |                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| マイク      | 可                                                                                 |
| 打楽器・電子楽器 | 原則不可                                                                              |
| 管楽器・弦楽器  | 可                                                                                 |
| 音量       | 原則65 d B以下                                                                        |
| 時間       | 原則 10：00～17：00まで（合計2時間以内とする）<br>※実証実験中につき、例外的に認められる場合があります。                       |
| 備考       | 音量を下げる、スピーカーの向きを工夫する等近隣住民へ最大限配慮してください。<br>エキタス知立には個別でチラシのポストインをする等、事前周知を徹底してください。 |

POINT

設備利用について

事業内容によっては、市の設備が利用できます。

| 設備<br>事業内容 | 電気設備            | 水道設備            |
|------------|-----------------|-----------------|
| イベント       | ○<br>※調理等への使用NG | ○<br>※調理等への使用NG |
| キッチン<br>カー | ×               | ○<br>※調理等への使用NG |

POINT

近隣住民へのチラシ配布や知立市HP、LINE、掲示板への広報・PRについて

申請者にて近隣住民への個別チラシ配布をすることはもちろん、市の広報媒体を利用することも可能です。

|                | 期限                | 提出方法                        |
|----------------|-------------------|-----------------------------|
| チラシ配布・<br>掲示板  | 認定可否決定通知書の<br>交付後 | 掲示板への掲載は<br>チラシを<br>申請窓口へ提出 |
| 知立市HP・<br>LINE | 遅くとも<br>実施の10営業日前 | メールにて提出<br>※作成時のポイントは要相談    |

広場をご利用したい方はコチラ!!

